



感染性ではない化学的に有害な物質を含む実験系の廃棄物(実験廃液や有害固形廃棄物)は、環境安全研究センター柏支所に処理を依頼します。

実験系廃棄物を処理依頼するには、環境安全講習会修了証が必要です。

分別・保管方法・排出方法などは、東京大学環境安全研究センターの[実験系廃棄物](#)の取り扱いルールに従ってください。

◎分別・保管方法

環境安全研究センターの[化学的有害廃棄物分別収集早見表](#)に基づきその廃棄物の分類を判断し、適切な容器にその廃棄物を保管します。

◎指定ポリ容器

廃液の保管には「[指定ポリ容器](#)」を使用します。廃液の量は、ポリ容器表面の『危』と書かれたライン以下までとして下さい。このラインを超えると引き取ってもらえません。また、分類が間違っているもの、沈殿物のあるもの、2相に分離したものなども回収されません。

◎廃水に関して

実験排水のpHモニタリングがかなり厳しいので、化学物質の溶液を中和して放流するということはせずに廃液タンクに分類します。実験器具の洗浄剤も高濃度の化学物質になるので、酸性、アルカリ性の場合はもちろん、中性のものも3回洗液までは廃液タンクへの分類を行います(一般の中性洗剤は別)。pH異常時には館内放送が流れ設備センターに自動通報されます。

※環境安全管理室の[安全マニュアル](#)も確認ください。